○二〇七・五三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
○二〇七・五四	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	四・八％
○二〇七・五五	その他のもの（冷凍したものに限る。）	
	一　肝臓	無税
	二　その他のもの	四・八％
○二〇七・六〇	ほろほろ鳥のもの	
	一　肝臓（冷凍したものに限る。）	無税
	二　その他のもの	四・八％」

別表第二第〇二一・〇九項を次のように改める。

○二一・〇九	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	三％
○二〇九・一〇	豚のもの	三％
○二〇九・九〇	その他のもの	三％

別表第二第〇三一・〇一項を次のように改める。

○三一・〇一	魚（生きているものに限る。）	
	観賞用の魚	
○三〇一・一一	淡水魚	無税
	二　その他のもの	
○三〇一・一九	その他のもの	無税

別表第二第〇三一・〇六項及び第〇三一・〇七項を次のように改める。

○三一・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
○三〇六・一一	冷凍したもの	
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	三・二％
	一　くん製したもの	
○三〇六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）	
	一　くん製したもの	三・二％
○三〇六・一四	かに	
	一　くん製したもの	七・二％
○三〇六・一五	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	
	一　くん製したもの	三・二％
○三〇六・一六	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）	
	一　くん製したもの	三・二％
○三〇六・一七	その他のシュリンプ及びプローン	
	一　くん製したもの	三・二％
○三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	
	一　えび	
	(一)　くん製したもの	三・二％
	二　その他のもの	
	(一)　くん製したもの	七・二％
○三〇六・二一	冷凍してないもの	
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	
	二　くん製したもの	三・二％
	三　その他のもの	四％
○三〇六・二二	ロブスター（ホマルス属のもの）	
	二　くん製したもの	三・二％
	三　その他のもの	四％
○三〇六・二四	かに	
	二　くん製したもの	七・二％
○三〇六・二五	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	
	二　くん製したもの	三・二％
	三　その他のもの	四％
○三〇六・二六	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）	
	二　くん製したもの	三・二％
	三　その他のもの	四％
○三〇六・二七	その他のシュリンプ及びプローン	
	二　くん製したもの	三・二％
	三　その他のもの	四％
○三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	
	二　くん製したもの	三・二％
	三　その他のもの	七・二％
	(一)　えび	三・二％
	(二)　その他のもの	七・二％
	三　その他のもの	
	(一)　えび	四％